

## 審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日 作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則

根 拠 条 項：第 4 条第 2 項

処 分 の 概 要：探偵業届出証明書の再交付

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 3 項（探偵業届出証明書の交付）

審 査 基 準：

標準処理期間：3 日。ただし、行政庁の休日は含まない。

申 請 先：

申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）

備 考：